

製造所
危険物貯蔵所 譲渡引渡届出書
取扱所

菰野町長			年 月 日		
届出者					
住所			(電話)		
氏名					
譲渡又は引渡を受けた者	住所	電話			
	氏名				
譲渡又は引渡をした者	住所	(電話)			
	氏名				
製造所等	設置場所				
	製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
	設置の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
	設置の完成検査年月日及び検査番号	年 月 日 第 号			
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数		指定数量の倍数		
譲渡又は引渡のあつた理由					
※受付欄		※経過欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。
5 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

譲渡引渡証明書

年 月 日

施設区分	
設置場所	
許可年月日・番号	
完成検査年月日 ・番号	
危険物の類・品名 最大数量	

上記の施設について譲渡又は引渡しをしたことを証明いたします。

年 月 日

譲渡者 住 所

氏 名

年 月 日

譲受者 住 所

氏 名

譲渡引渡における注意事項について

今回、譲渡引渡届により譲受された施設は、消防法で定める政令の危険物施設であり、譲受により設置者となられた貴所におかれましては、消防法第12条で定める製造所等の維持、管理上の責務を負うこととなりますので、次に掲げる条文をよくご理解の上、維持管理していただきますようお願いいたします。

・消防法第12条（製造所等の維持、管理）

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準（危険物の規制に関する政令第9条～第23条）に適合するように維持管理しなければならない。

・消防法第14条の3の2（製造所等の定期点検等）

政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所（危険物の規制に関する政令第8条の5）の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令（危険物の規制に関する規則第9条の2、第62条の4、第62条の6、第62条の7、第62条の8）で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

菰野町消防本部

予防課

TEL 059-394-3238